

奈良県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	
	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
主たる事務所の所在地	名称	所在地
医療法人 医誠会	大阪府東淀川区菅原六一二 ―二五	檜原医誠 会訪問看護ステーション
		檜原市石川町四二五 オークマン ション五〇 二号
		訪問看護及び介護 予防訪問看護
		廃止した居宅サー ビスの種類
		平成二十七 年九月三十 日
		廃止年月日